

倫理綱要

はじめに

本協会の「倫理綱要」の目的は、内部監査の専門職の倫理的な素養を高めることにある。

内部監査は、組織体の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして、客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。このためにリスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性の評価、改善を、内部監査の専門職として規律ある姿勢で体系的な手法をもって行う。

内部監査の専門職は、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールについて提供する客観的なアシュアランスに置かれた信頼の上に成り立っていることから、内部監査の専門職には倫理に関する規程が必要かつ適当である。

本協会の「倫理綱要」は、「内部監査の定義」に加え、次の2つの重要な項目を含んでいる。

1. 内部監査の専門職と内部監査の実践に関する「原則」
2. 内部監査人に期待される行動規範を記述した「倫理行為規範」

この「倫理行為規範」は、「原則」を実際に適用する際の解釈の助けとなるものであり、内部監査人の倫理行為の指針となることを目的としている。

ここで「内部監査人」とは、本協会の会員、本協会の認定する専門職資格保持者またはその候補者、および「内部監査の定義」の枠内にある内部監査業務を提供する者をいう。

適用および施行

この「倫理綱要」は、内部監査業務を提供する事業体および個人に適用される。

本協会の会員、および本協会の認定する専門職資格保持者またはその候補者が、「倫理綱要」に違反するときには、会則および運営指針に従って審議され、なんらかの処罰を受けることになる。ある特定の行為が「倫理行為規範」中に定められていないからといって、その行為を、容認できないまたは信用を傷つけるものであるとするのを妨げるものではない。したがって、会員、資格保持者またはその候補者は、懲戒処分を受ける場合がある。

原則

内部監査人は、以下の諸原則を適用し、支持することが求められる。

1. 誠実性

内部監査人が誠実であることによって信頼が築かれることから、誠実性は、自らの判断が信用される基礎となる。

2. 客観性

内部監査人は、検証の対象とされている活動およびプロセスについて、情報を収集、評価および伝達するに当たり、専門職としての最高水準の客観性をもって行う。内部監査人は、その心証の形成において、関連する状況のすべてについて調和ある評価を行い、自己の利害または他人から不当に影響を受けてはならない。

3. 秘密の保持

内部監査人は、入手する情報の価値およびその情報の所有権 (ownership) を尊重し、法的なまたは専門職としての開示義務がない限り、適切な権限なしに情報を開示してはならない。

4. 専門的能力

内部監査人は、内部監査業務の実施に当たり必要な知識、技能および経験を用いる。

倫理行為規範

1 誠実性

内部監査人は、

- 1.1 自己の業務 (work) を、正直に、勤勉に、かつ責任をもって行うこと。
- 1.2 法令を遵守し、法令で要求される、および専門職として期待される開示を行うこと。
- 1.3 いかなる違法行為にも意図的に加担してはならず、内部監査の専門職または組織体の信用を傷つけるような行為に関与してはならない。
- 1.4 組織体の適法かつ倫理的な目標を尊重し、その目標に貢献すること。

2 客観性

内部監査人は、

- 2.1 自己の公正不偏な評価を侵害する、または侵害すると予想されるどのような活動や関係にも関与してはならない。このような関与には、組織体の利害と衝突する恐れのある活動や関係も含む。
- 2.2 自己の専門職としての判断を侵害する、または侵害すると予想されるどのようなことも受容してはならない。
- 2.3 開示されない場合には検討対象の活動の報告を歪める恐れのあるような重要な事実を知ったときには、そのすべてを開示すること。

3 秘密の保持

内部監査人は、

- 3.1 その職務の実施過程で知り得た情報の利用および保護には慎重を期すること。
- 3.2 情報を、いかなる個人的な利益のためにも利用してはならず、また、法令に反する、または組織体の適法かつ倫理的な目標にとって望ましくないいかなる方法においても利用してはならない。

4 専門的能力

内部監査人は、

- 4.1 自らが当該業務に必要とされる知識、技能および経験を有している場合に限り、その業務に従事すること。
- 4.2 内部監査業務を「内部監査の専門職的实施の国際基準」に従って行うこと。
- 4.3 自らの能力、およびその業務の有効性と質を継続的に向上させること。